

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
平成29年2月22日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

年金記録の訂正請求を却下としたもの	1件
-------------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600139 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600061 号

第1 結論

請求者のA事業所における平成8年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年7月の標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

平成8年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成8年4月15日から同年7月1日まで
② 平成8年7月1日から同年9月24日まで
③ 平成8年9月24日から平成9年2月1日まで

A事業所が運営するレストランにおいて、平成8年4月15日から平成9年1月31日まで調理師として継続して勤務したが、年金記録では、平成8年7月1日から同年9月24日までの期間のみ厚生年金保険に加入しており、請求期間①及び③について同保険の加入記録がない。また、請求期間②の標準報酬月額は32万円と記録されているが、私が所持している給料支払明細書では37万6,000円支給されており、実際の支給額よりも低く記録されている。

請求期間①、②及び③について、平成8年6月分から同年8月分までの給料支払

明細書、平成8年5月分及び同年9月分から同年12月分までの給与支給額に係るメモ並びに平成8年分の所得税の確定申告書の写しを提出するので、調査の上、年金記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②のうち、平成8年7月1日から同年8月1日までの期間については、請求者から提出された平成8年7月分及び同年8月分の給料支払明細書によると、A事業所の厚生年金保険料控除方法は翌月控除であり、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額より高い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の上記期間に係る標準報酬月額については、上記の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所の事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②のうち、平成8年8月1日から同年9月24日までの期間については、上記の平成8年8月分の給料支払明細書によると、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受けていることが確認できるものの、請求者から提出された平成8年9月分の給与支給額に係るメモにおいて厚生年金保険料控除額は確認できない上、請求者から提出された平成8年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額、当該確定申告書の収入金額及び当該給料支払明細書に基づき算出した社会保険料の合計額を下回っていることから、訂正は認められない。

- 2 請求期間①及び③について、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の陳述か

ら判断すると、請求者は、当該請求期間において、A事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、平成14年12月3日に解散しており、事業主に照会したが回答を得られなかったことから、請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所は、オンライン記録によると、平成8年7月1日から同年9月24日までの期間について、厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①及び③において同保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、請求者から提出された平成8年6月分及び同年7月分の給料支払明細書並びに平成8年5月分及び同年9月分から同年12月分までの給与支給額に係るメモにおいて厚生年金保険料控除額は確認できない上、請求者から提出された平成8年分の所得税の確定申告書において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額、当該確定申告書の収入金額及び上記の平成8年8月分の給料支払明細書に基づき算出した社会保険料の合計額を下回っていることから、請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを推認することができない。

加えて、オンライン記録により、平成8年7月1日から同年9月24日まで当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる19人（請求者及び上記の事業主を除く。）のうち、所在が確認できた16人に照会したところ、回答が得られた7人のうち1人は、「私は、平成8年4月から平成9年2月頃まで調理師として勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間以外には同保険に加入しておらず、給与から同保険料は控除されていなかった。」と陳述している上、別の6人からも請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

その上、請求者は、オンライン記録によると、請求期間③について国民年金に加入しており、そのうち平成8年9月から同年11月までの期間は国民年金保険料を納付し、同年12月及び平成9年1月は保険料を申請免除されていることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1600093 号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第 1600016 号

第1 結論

本件訂正請求を却下する。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 17 年 8 月から平成 26 年 3 月まで

私は、国民年金の法定免除対象者であったが、将来受給する年金額に不安があったため、平成 17 年 7 月に A 社会保険事務所(当時)に相談したところ、法定免除不該当者として、国民年金保険料の納付を指導されたので、同年 8 月から保険料を納付し、同時期に国民年金基金にも加入した。

ところが、平成 28 年 5 月に A 年金事務所は、「請求期間について、法定免除とするのが正しい取扱いである。」として、請求期間に係る年金記録を法定免除に訂正し、これに伴い、加入していた国民年金基金についても遡及して取消となった。

A 年金事務所は、上記過程で、平成 17 年当時の事務処理に誤りがあったとし、請求期間(104 月)の納付済の保険料を、平成 7 年 8 月から平成 15 年 4 月までの免除期間(93 月)へ追納したものとみなしたが、当該処理は、追納加算金が含まれており、納付月数も 11 か月少なくなるため、私の求めた対応とはなっていない。

請求期間は法定免除の要件を満たしていたにもかかわらず、これまで 10 年以上にわたり国民年金保険料の納付を行ってきたのは、A 社会保険事務所の説明誤りが原因なので、請求期間に係る法定免除を取消し、国民年金基金を受給できるようにしてほしい。

第3 判断の理由

国民年金法(以下「法」という。)には、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録(被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納

付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。)が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる（法第 14 条の 2 第 1 項）。

また、上記の特定国民年金原簿記録として厚生労働省令で定める事項については、被保険者の給付に関する事項及び納付保険料の免除に関する事項と規定されている（国民年金法施行規則第 15 条の 2）。

本件において、請求者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録が事実でない、又は記録されていないとして訂正を求めるものではなく、請求期間は法定免除の要件を満たしていたが、これまで 10 年以上にわたり国民年金保険料の納付を行ってきたのは、A 社会保険事務所の説明誤りが原因であることから、請求期間に係る法定免除を取消し、国民年金基金を受給できるよう求めている。

よって、本件訂正請求は法第 14 条の 2 第 1 項に規定する請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であり、却下することが妥当である。